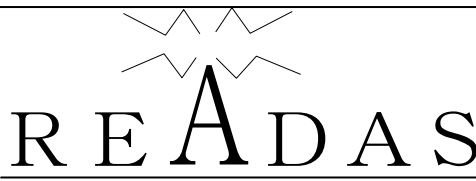


第 6070 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 10月 29日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

マイナンバー提供の猶予期間

Q：マイナンバー提供の猶予期間が終了すると聞きましたが、どういうことですか？

A：猶予期間が平成30年で終了となりますので、平成31年1月1日以後、最初に株式・投資信託等の売却代金や配当等を受け取る時までに、金融機関等へマイナンバーを提供しなければなりません。

【解説】

特定口座年間取引報告書や配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書、株式等の譲渡の対価等の支払調書等のような法定調書は、マイナンバー提供の猶予規定が設けられていますが、この猶予期間が平成30年で終了することとなっています。

したがって、平成27年12月31日以前に証券口座等を開設した人や投資信託等の取引を開始した人で、金融機関等へのマイナンバーの提供が済んでいない人は、平成31年1月1日以後、次のような場合、金融機関等へマイナンバーを提供しなければなりませんので、注意が必要です。

- ①株式・投資信託等の売却代金や配当金等の支払いを受ける場合
- ②特定口座やNISA口座を開設している場合
- ③外国への送金・外国からの受金を行う場合
 なお、猶予期間にかかわらず、次の場合は既にマイナンバーの提供が必要となっています。
 - ①証券口座や財形預金口座を新規で開設する場合
 - ②住所や氏名を変更する場合

